島根大学医学部附属病院長候補者選考会議規則

(平成30年島大規則第184号) (平成30年8月9日制定) (令和2年3月3日最終改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学部局長選考規則(平成16年島大規則第173号。以下「規則」という。)第5条第1項第3号の規定に基づき、島根大学医学部附属病院長候補者選考会議(以下「選考会議」という。)における医学部附属病院長候補者(以下、「病院長候補者」という。)の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び推薦の時期)

- 第2条 選考会議は、規則第5条第1項第3号により、学長から病院長候補者の推薦を求められたときは、原則として複数名の病院長候補者を選考するものとする。
- 2 規則第5条第1項第3号に規定する推薦を求められたときは、原則として任期満了の 日の6月以前に開始するものとする。

(組織)

- 第3条 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 学長が指名する理事 2名以内
 - 二 医学部長
 - 三 医学部から選出された教授 1名
 - 四 医学部附属病院から選出された職員 1名
 - 五 学長が委嘱する学外の有識者 3名
 - 六 その他学長が必要と認める者
- 2 前項各号に掲げる委員(第2号を除く。)は、役員会の議を経て学長が任命する。
- 3 第1項第5号に掲げる委員は、医学部附属病院(以下「本院」という。)と利害関係を 有しない以下の条件を満たす者とする。
 - 一 過去10年以内に国立大学法人島根大学と雇用関係にないこと。
 - 二 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金又は契約金等(委員会に係る経費を除く。)を本院から受領していないこと。
 - 三 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付を本院に対して行っていないこと。
- 4 第1項に掲げる委員が病院長候補者となるべき適任者(以下「病院長候補適任者」という。)として推薦された場合は、委員を辞任しなければならない。この場合において、後任の委員は、第1項各号(第2号を除く。)の規定に基づき選出する。

(委員名簿の公表)

第4条 学長は、選考会議を設置したときは、委員の氏名及び選定理由等を記載した委員 名簿を作成し、公表するものとする。

(審議事項)

- 第5条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 規則第4条第1項に掲げる資格に係る具体的な病院長選考基準の策定に関する事項
 - 二 病院長候補者の選考に関する事項
 - 三 その他選考会議に関し必要な事項
- 2 選考会議が必要と認めるときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、意見を聴くこ

とができる。

(選考基準の公表)

第6条 学長は、前条第1項第1号で策定した病院長選考基準を決定し、公表するものと する。

(病院長候補適任者の公募)

第7条 選考会議は、病院長候補者の選考を行うにあたり、病院長候補適任者の公募を行う。

(公示)

第8条 選考会議は、前条の規定に基づく病院長候補者の公募にあたり、第5条第1項第 1号の規定に基づき定めた資格・能力に係る具体的な基準、提出を求める書類及び応募 期日を公示する。

(病院長候補適任者の公募の受付)

- 第9条 選考会議は、次の各号に掲げる者について病院長候補適任者として受け付ける。
 - 一 医学部及び附属病院の教授, 准教授, 講師, 助教又は助手のうちの3名から推薦された者
 - 二 選考会議委員1名以上から推薦された者

(医学部教授会の意見)

第10条 選考会議は、病院長候補適任者について、医学部教授会に意見を求めることができる。

(会議の議長及び主宰)

- 第11条 選考会議に議長を置き,第3条第1項第1号に規定する委員の中から,学長が 指名する。
- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。 (議決)
- 第12条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席した委員の3分 の2以上の多数で議決する。

(病院長候補者の審査及び選考)

第13条 選考会議は、病院長候補適任者のうちから、第5条第1項第1号の規定に基づ く基準等に照らして審査を行い、病院長候補適任者の所信等を聴取のうえ、原則として 複数名の病院長候補者を選考する。

(病院長候補者の推薦)

第14条 選考会議は、前条により選考した原則として複数名の病院長候補者を学長に推薦する。

(任期)

第15条 第3条第1項第1号及び第3号から第6号までの委員の任期は、委嘱の時から 次期病院長が就任する日の前日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(事務の処理)

第16条 選考会議の事務は、総務部総務課の協力を得て、医学部総務課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附則

この規則は、平成30年8月9日から施行する。

附 則(令和2年3月3日一部改正)

この規則は、令和2年3月3日から施行する。